

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：34425

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12620

研究課題名(和文) 集合動産担保を活かす取引枠組みとは～担保法史と現代実務の横断的研究

研究課題名(英文) What is a Transaction Framework that Can Make Collective Movable Collateral Active: A Cross-Sectional Study of the History of Collateral Law and Contemporary Practice

研究代表者

池田 雄二 (IKEDA, Yuji)

阪南大学・経済学部・准教授

研究者番号：50723144

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：在庫等の集合した動産(集合動産)の担保化を活性化するための方向性を示すために担保法史や実務の観点から、経済・経営史の知見の協力も得つつ、検討した。

以上の成果によって、第一に、担保制度は戦争、経済、災害等の危機を契機に変動するため、その時代の社会状況や制度に適応してきたこと、第二に、担保物の占有形態は担保目的物が担保権者にとって占有する価値があるものか否かによって変化するため、現代では抵当形態が多くなっていること。第三に、設定者による占有はそのモラル的リスクが高まるため、第三者的な保管機関である営業倉庫がその防止に重要な役割を果たしていること。以上から、倉庫研究が不可欠であるとの知見に至った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

集合動産の担保化は古今東西に例があるので、我が国古今の担保法制や現代実務を軸としつつ、古代ローマ、近代フランス、明治期の倉庫を利用した担保、経済・経営史の各研究者や実務法曹との協働研究を行った。これにより担保権設定者が担保物を保管する危険は古今東西で顕在化しており、第三者たる倉庫の利用がみられたこと、そして現在進行中の立法作業では保管機関の検討が手薄であり、その検討の必要性を確認した。

研究成果の概要(英文)：In order to show what is needed to revitalize collective movable collateral, I have examined it from the perspective of collateral law history and its practice, with the cooperation of knowledge from economic and business history.

The above results show, first, that the collateral system has adapted to the society and the system in the era because of changes triggered by crises of wars, economies, and disasters etc.; second, because the form of possession of collateral varies depending on whether the collateral object is worth possessing for the security interest holder, the mortgage form is more common in the modern age. Third, however, since possession by the grantor of security interests increases its moral risk, a third-party, for example a commercial warehouse, can play an important role in preventing such a situation.

The above findings lead us to the conclusion that warehouse research is essential.

研究分野：民法

キーワード：集合動産担保 倉庫 担保史 非典型担保

1. 研究開始当初の背景

まず集合物とは個々の構成物は独立して取引対象になりうる物ではあるが、それが集合しているために経済的一体性をもち、取引上一体の物として取り扱うべき物をいう。それが動産である場合には集合動産といたり、集合流動動産といたりする。典型的には在庫商品等である。この集合動産に担保権を設定することを集合動産担保という。この集合動産担保は、古くからあるのだが、特に90年代後半頃から、Asset-Based Lending (以下ABL) というアメリカ法由来の新規な呼称の下で非常に注目されてきた。その背景には1990年代初頭のバブル崩壊により不動産価格が下落し、担保としての信頼性が揺らいだため、不動産担保に代わる、また不動産担保に極端に依存しない補充的担保として集合動産担保が俄かに注目を集めたことにある。例えば、2011年9月5日に開催された金融法学会ではABLがテーマであった(『金融法務事情』1929号29頁)。

ところが一時期、注目を浴びたABLは期待された程の普及をしなかった。三菱総合研究所調査によれば、ABLは企業向け融資残高の0.1%程度の水準に止まっていることが判明している(金城亜紀「第十九銀行の製系金融における倉庫の役割」経済論叢189巻4号39頁注5)。その原因は、2つあると考えてきた。

第1に、不動産バブル崩壊後の金融危機の反省から動産担保を導入した際に、わが国で近代まで盛んに行われてきた動産担保融資の歴史的蓄積を再考することなく、先例としてアメリカ市場を模範としたことが挙げられる(同様の指摘を、金城・前掲・40頁)。

第2に次の点が挙げられる。現代では集合動産の担保化手段としては民法に規定されていない担保物権、つまり非典型担保の1つである譲渡担保が主として担っている。しかし、近代までは、現代では利用が少ない動産質や譲渡担保以外の非典型担保も利用されていた。ところがこれら過去に集合動産の担保化を担った手段を、現代では非合理的な担保化制度という偏見によりほとんど研究対象としなかった。特に動産質については研究そのものがほとんど存在しない。

2. 研究の目的

上記背景のため本課題では過去にわが国の集合動産の担保化を担った担保制度、そしてその運用手法の再評価が必須であると考え、以下の研究目的を掲げた。

わが国には近代以前から存在した倉庫(蔵)内の在庫動産や船舶の貨物等を担保目的物とする質権設定の実態を明らかにする。

現代の集合動産担保は主として譲渡担保によって担われている。ではなぜ現代では質制度その他の担保化手段(特に譲渡担保以外の非典型担保、買戻特約付売買や売渡担保)が集合動産担保の主要手段ではないのか、その原因を究明する。

過去の担保制度が、動産担保融資という目的に対して現代においては非合理的であって、それを克服する手段として譲渡担保が利用されているとすれば、譲渡担保は過去に利用された動産担保制度の欠陥を克服するどのような需要に応えているのかを解明する。

以上の考察により集合動産担保の活用に関する阻害要因を特定し、現行制度、社会的条件下の枠内でこれを克服する枠組みを法的構成と共に呈示する。

3. 研究の方法

について、質制度の歴史を倉庫内の集合動産を中心的視野に入れつつ考察した。

については、各種担保制度の生成、発展と衰退を、それらが生じた社会制度的背景に注意をしつつ調査・検討を行った。特に利用された担保制度がその利用された時代においてどのような合理性をもったのか、あるいは喪失したのかという観点から調査・検討をした。この点において、具体的には当事者の属性、取引の原因、取引額の対価、期間等を統計的に把握し、また取引時期とその前後に出された法令と、それが出された社会情勢との関係に注意を払い、その取引目的を推定した。

について、集合動産担保に関する現代及び過去の失敗例等とそうしたリスクに対する当事者の意識について、預り手、貸し手等に関する資料を手掛かりに調査をし、当事者の需要を把握し、それを阻害している要因を特定することを目指した。また比較対象として、2006年担保法改正以前において集合動産質を成功させていたフランス動産担保法(母法に当たる)を考察した。

なお以上の全てにおいて、本課題遂行のために創設した担保史研究会の各分野の専門家の助力と知見を得つつ、遂行した。

4. 研究成果

近世においては各国で生産された米が主とした大阪に所在した各藩の蔵に回送され、この米について買付商に対して米切手が発行され、あるいは米切手を発行して担保に差し入れるという形態（この場合の設定者は藩）での担保権設定が行われていたことが解った。蔵は藩と言う公的機関の施設であるが、その蔵と近代以後に集合動産担保を担った営業倉庫との連続性は余り明らかにされていないが、少なくとも住友に関しては、藩が手放した蔵を譲り受け、そこで第三者の物品を預かったことを契機にその預かった集合動産を目的物とした担保権設定（並合と呼称）を始めたという知見をえた（この点、担保史研究会会員佐藤秀昭専任講師の研究による）。また住友に限らず、近代以後の営業倉庫の発展には、フランスの一般倉庫およびその発行する倉庫証券制度に接した渋沢栄一が自ら立ち上げた会社において倉庫証券を発行し、後に旧商法典によってこれが法制度化された。ここに倉庫証券による集合動産の担保化発展の礎が築かれた。

しかしながら物品を担保権設定者に留保する形態は近世以前からその後も根強く残り、数々のリスクがあり、またそれが顕在化してきた。この問題は、古今東西においてみられ（古代ローマにおいては、担保史研究会会員の宮坂渉准教授の研究による）現代においても未解決である。現代の集合動産担保は占有留保型がほとんどであり、これを前提に動産担保制度に関する法改正作業が進行しているが、それが必ずしも担保権設定契約当事者にとってメリットとはいえないという実務的問題が明確になった。

こうしたリスクを回避するため、第三者保管機関としての倉庫の役割が期待され、実際に近代ではそのような役割を果たしてきたのであるが、預入段階にも品違い等のリスクが存在し、その場合の免責約款の有効性を判例が否定してきたことにより、倉庫業者が倉庫証券の発券に消極的になり、これを利用した担保の障害要因となっていることが明確となった。倉庫業者が集合物担保に消極的である理由はこれだけではないが（出入りの激しい流動動産を避ける傾向等）、集合動産担保の再活性化には、インフラ整備として、この点の立法的手当も必須であろうとの確信をえられた。またこのような障害要因は「一般倉庫」による集合物担保が行われているフランスでは確認できなかった（近代フランスの状況については担保史研究会会員の武田佑太講師によるところが大きい）。その他現代では倉庫保管に適さない養殖魚等の物品が目的物となることが増えた点も倉庫を利用した担保が利用されない一因として挙げられる（この場合は、譲渡担保が適する）。

また次の点も確認された。戦後の学説において、契約の文言が譲渡担保権者以外であっても、譲渡担保が最も合理的であるとの説が唱えられ、他の担保が譲渡担保に解釈的に吸収されている現象が看守されたが、所有権移転型担保の生成発展史を調査した結果、中世以前に他人和与という一種の贈与を利用した譲渡担保相当の取引が存在しており、それが鎌倉幕府による貞永式目追加条々によって規制されたため、買戻特約付売買・売渡担保が生じ、その後の発展史において、いずれの担保も共存しており、譲渡担保は一度、衰退した後に再興隆していることも確認され、以前の担保より後の担保が優れているために進化したのではないということが確認された。そのため、当事者が契約文言上、譲渡担保以外の形式を選択することを消極に捉えるべきなのか、現代の解釈および運用の合理性を再検証する必要性を確認した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 池田雄二	4. 巻 3
2. 論文標題 所有権移転型担保の生成・展開史が示唆する担保制度設計における視点	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法と経営研究	6. 最初と最後の頁 63-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 池田雄二
2. 発表標題 元寇と我が国担保制度～蒙古襲来の危機で動いた担保制度が現代に繋がる
3. 学会等名 学士会ミニプレゼン会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 池田雄二
2. 発表標題 所有権移転型担保の生成・展開史
3. 学会等名 担保史研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 池田雄二
2. 発表標題 非典型担保の生成と展開20
3. 学会等名 担保史研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 池田雄二
2. 発表標題 非典型担保の生成と展開
3. 学会等名 進化経済学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 池田雄二
2. 発表標題 「研究紹介『集合動産担保を活かすうる取引枠組みとは～担保法史と現代実務の横断的研究』」
3. 学会等名 担保史研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 池田雄二
2. 発表標題 歴史が教える担保法制のイノベーション
3. 学会等名 法制史学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 池田雄二
2. 発表標題 歴史が教える担保法制のイノベーション
3. 学会等名 担保史研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------